

◎新潟県訓令第2号

新発田地域振興局

阿賀野川頭首工管理規程（平成元年3月新潟県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前																																																					
(取水量) 第7条 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で次項に規定する取水計画書に基づき取水するものとする。				(取水量) 第7条 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で次項に規定する取水計画書に基づき取水するものとする。																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 期間</th> <th>(略)</th> <th>右岸取水 口</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から 4月25日まで</td> <td>(略)</td> <td>m^3/s <u>10.808</u></td> <td>m^3/s <u>14.718</u></td> </tr> <tr> <td>4月26日から 5月15日まで</td> <td>(略)</td> <td>25.148</td> <td>37.618</td> </tr> <tr> <td>5月16日から 7月10日まで</td> <td>(略)</td> <td>23.248</td> <td>34.488</td> </tr> <tr> <td>7月11日から 8月20日まで</td> <td>(略)</td> <td>30.848</td> <td>45.948</td> </tr> <tr> <td>8月21日から 9月5日まで</td> <td>(略)</td> <td>20.528</td> <td>29.968</td> </tr> <tr> <td>9月6日から 翌年3月31日 まで</td> <td>(略)</td> <td>10.808</td> <td>14.718</td> </tr> </tbody> </table>	区分 期間	(略)	右岸取水 口	計	4月1日から 4月25日まで	(略)	m^3/s <u>10.808</u>	m^3/s <u>14.718</u>	4月26日から 5月15日まで	(略)	25.148	37.618	5月16日から 7月10日まで	(略)	23.248	34.488	7月11日から 8月20日まで	(略)	30.848	45.948	8月21日から 9月5日まで	(略)	20.528	29.968	9月6日から 翌年3月31日 まで	(略)	10.808	14.718	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 期間</th> <th>(略)</th> <th>右岸取水 口</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から 4月25日まで</td> <td>(略)</td> <td>m^3/s <u>10.871</u></td> <td>m^3/s <u>14.781</u></td> </tr> <tr> <td>4月26日から 5月15日まで</td> <td>(略)</td> <td>25.211</td> <td>37.681</td> </tr> <tr> <td>5月16日から 7月10日まで</td> <td>(略)</td> <td>23.311</td> <td>34.551</td> </tr> <tr> <td>7月11日から 8月20日まで</td> <td>(略)</td> <td>30.911</td> <td>46.011</td> </tr> <tr> <td>8月21日から 9月5日まで</td> <td>(略)</td> <td>20.591</td> <td>30.031</td> </tr> <tr> <td>9月6日から 翌年3月31日 まで</td> <td>(略)</td> <td>10.871</td> <td>14.781</td> </tr> </tbody> </table>	区分 期間	(略)	右岸取水 口	計	4月1日から 4月25日まで	(略)	m^3/s <u>10.871</u>	m^3/s <u>14.781</u>	4月26日から 5月15日まで	(略)	25.211	37.681	5月16日から 7月10日まで	(略)	23.311	34.551	7月11日から 8月20日まで	(略)	30.911	46.011	8月21日から 9月5日まで	(略)	20.591	30.031	9月6日から 翌年3月31日 まで	(略)	10.871	14.781
区分 期間	(略)	右岸取水 口	計																																																						
4月1日から 4月25日まで	(略)	m^3/s <u>10.808</u>	m^3/s <u>14.718</u>																																																						
4月26日から 5月15日まで	(略)	25.148	37.618																																																						
5月16日から 7月10日まで	(略)	23.248	34.488																																																						
7月11日から 8月20日まで	(略)	30.848	45.948																																																						
8月21日から 9月5日まで	(略)	20.528	29.968																																																						
9月6日から 翌年3月31日 まで	(略)	10.808	14.718																																																						
区分 期間	(略)	右岸取水 口	計																																																						
4月1日から 4月25日まで	(略)	m^3/s <u>10.871</u>	m^3/s <u>14.781</u>																																																						
4月26日から 5月15日まで	(略)	25.211	37.681																																																						
5月16日から 7月10日まで	(略)	23.311	34.551																																																						
7月11日から 8月20日まで	(略)	30.911	46.011																																																						
8月21日から 9月5日まで	(略)	20.591	30.031																																																						
9月6日から 翌年3月31日 まで	(略)	10.871	14.781																																																						
2～5 (略)	2～5 (略)																																																								
(関係機関に対する通知) 第9条の3 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる機関に対して放流を開始する1時間前までに放流の日時、放流量、下流の水位の上昇見込量等を加入電話により通知するものとする。 (1)～(10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略)				(関係機関に対する通知) 第9条の3 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる機関に対して放流を開始する1時間前までに放流の日時、放流量、下流の水位の上昇見込量等を加入電話により通知するものとする。 (1)～(10) (略) (11) <u>阿賀野川右岸水防事務組合</u> (12) (略) (13) (略) (14) (略)																																																					